

理事については、少なくともその1名は日本学術会議の役員が充當されることが望ましく、研究評議会評議員には、日本学術会議の推薦する数名が加えられ、その中に人文・社会科学関係の科学者が加えられることは絶対に必要である。

4 附則、附帯決議について

附則第4条及び衆議院附帯決議4に関連して、発足の当初から、将来の必要措置を検討するため、本会議と十分な連絡をとられたい。

9-25

日本学術会議会員選挙に関する声明

昭和48年10月24日

日本学術会議第64回総会

我々は、日本学術会議第12回総会において「日本学術会議の会員選挙は世界に類例を見ないものであり、この円満な運営は科学者の高度の道徳心の上に立ってのみ可能であり、単に法律を以て律し得るものではない。

全国の科学者はこの点に深く思いをいたし、選挙にあたっては、科学者としての良心に恥じないよう、行動せられることを期待する。」との声明を行った。

しかるに、その後の会員選挙の実状を見ると会員選挙規則に違反するおそれのある事例や科学者の良心にもとる疑いのある行為もなしとしないことは極めて遺憾である。

我々はここに、第12回総会声明を再確認し、厳しく自戒するとともに再びこの種の疑いの生じないよう重ねて全国科学者の注意を喚起する。

9-26

筑波大学関係法の成立に際して（声明）

昭和48年10月25日

第64回総会

第71特別国会に政府が提出した筑波大学新設に関する法案について、本会議は、その内容が本会議の大学改革の三原則「自主・民主・全大学の連繋及び国民諸階層との交流」の趣旨と相容れない多くの問題点を含んでいることを指摘し、本法が性急に制定されることに反対する声明を発表した。また全国多数の大学及び研究者も相次いで反対声明を公表し、世論も批判的な見解を表明してきたが、それでもかかわらず上記国会において、十分な合意をえることなく、本法が制定されたことは極めて遺憾である。

本会議は、本法に示された大学の構想が今後、性急で機械的な模倣や政府の行政指導・予算措置等によって、他大学に波及することを深く憂慮するものである。政府の説明のように、筑波大学が大学改革の一つの実験であるならば、多くの大学において現にすすめられている自主的な改革についても、その実現に道を開くべきであり、筑波大学方式のみを推進すべきではない。